

2026年7月30日

各 位

会 社 名 **いちよし証券株式会社**代表者名 執行役社長 玉 田 弘 文
(コード8624 東証プライム)問合せ先 広報室長 河 合 孝 俊
TEL. 03(4346)4512**役員に対する業績連動型株式報酬制度の詳細決定についてのお知らせ**

当社は、2026年3月18日開催の報酬委員会において、当社及び当社子会社（当社と当社子会社を総称して、以下「対象会社」という。）の取締役、執行役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象として、株式交付信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入することを決議しました。その後、本日開催の報酬委員会において、本制度の詳細を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

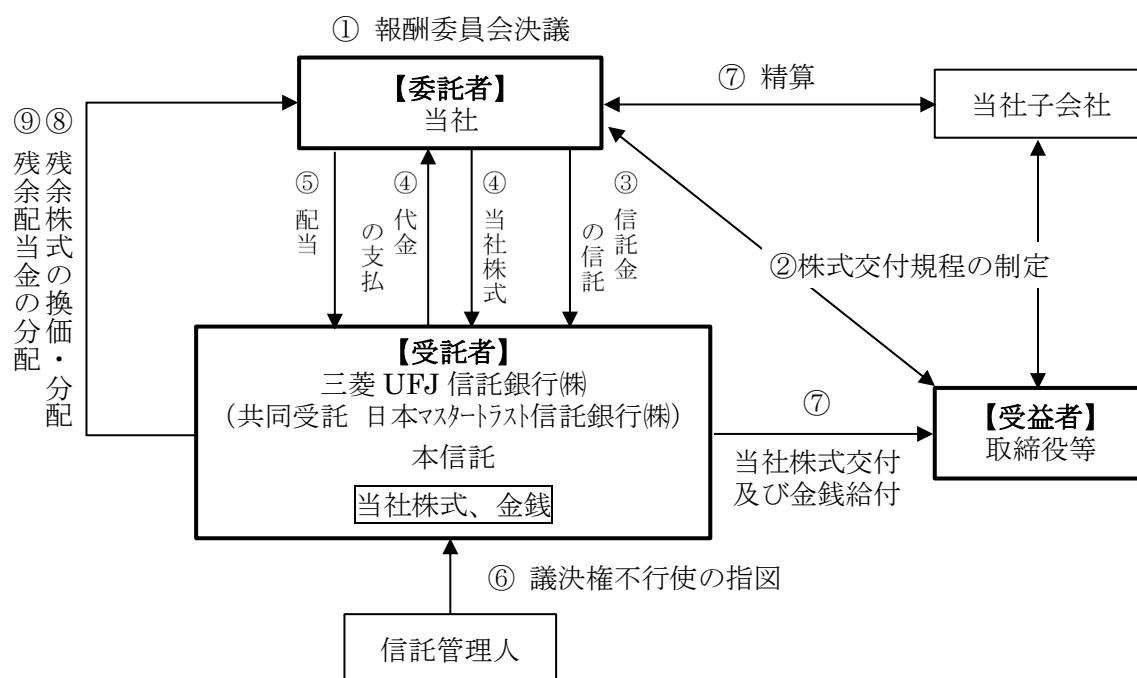
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社グループの役員報酬は、これまで月例基本報酬、業績連動報酬、ストックオプションによる株式報酬及び単身赴任住宅補助等で構成されておりました。この度、中期経営計画「ターゲット5<ONE TEAM>」のスタートにあたり、株主の皆様との利害共有を一層深めるとともに、取締役等の報酬と業績・企業価値との連動性をより明確にし、同計画の達成に向けたインセンティブを付与することで、グループ一丸となって業績向上へコミットすべく、新たに業績連動型株式報酬制度を導入することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「本信託」という。）を採用します。2026年度から開始する中期経営計画の対象期間における業績目標の達成状況に応じて、予め定める株式交付規程に基づき、取締役等に対して、原則として中期経営計画終了後に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (3) 当社は、本制度の実施のために設定した本信託の信託期間が満了した場合、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

(※) 本制度の導入に伴い、656,500 株 (964,398,500 円) の自己株式を本信託に対して割当することを同時に決議しました。詳細につきましては、本日発表しました「株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して報酬委員会決議等の必要な決議を行います。
- ② 対象会社（当社及び子会社）は、本制度の導入に関して、報酬委員会または取締役会において、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①に基づき金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の報酬委員会決議等で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与され累積します。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、対象期間終了後の一定時期に、当該取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りのポイントに相当する株数の当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。当社株式を子会社の取締役等に交付する場合は、当社及び当社子会社の間で株式の交付に係る資金の精算が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了により本信託を終了する場合には、残余株式の換価処分を実施し、信託期間中に本信託財産内の会社株式の配当金として受託者が受領した金銭の累計額相当額に満つるまで、株式交付規程に従って、本信託の配当として受益者に分配されます。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、信託期間中に本信託財産内の会社株式の配当金として受託者が受領した金銭の累計額相当額に満つるまで、株式交付規程に従って、本信託の配当として受益者に分配されます。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。また、信託期間中に取締役等について定められる累積ポイント数（下記 3.（4）に定めます。）に対応した株式数が不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、報酬委員会及び取締役会の承認決議に基づき、本信託に追加で金銭を信託することや当社株式を株式市場から取得することがあります。

3. 本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、2026 年度から連続する 4 事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、中期経営計画の達成度に応じて対象期間の終了後に報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託の延長（下記（3）イに定めます。）が行われた場合には、以降当社が中期経営計画で対象とする事業年度を対象期間とします。

（2）本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、対象期間終了時に累積ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間の末日において制度対象者として在任していること（※）
- ② 国内居住者であること
- ③ 一定の非違行為等があった者等でないこと
- ④ その他本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

（※）ただし、取締役等が対象期間中に任期満了等により退任した場合には、在任中に付与された累積ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。また、取締役等が死亡により退任した場合には、在任中に付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式の換価処分金相当額の金銭について、本信託から給付を受けます。

（3）信託期間

イ 当初の信託期間

2026 年 8 月（予定）から 2030 年 8 月（予定）までの約 4 年間とします。

ロ 本信託の延長

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。その場合、当社の中期経営計画が対象とする期間で本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、報酬委員会及び取締役会で承認決議を得た信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(4) 取締役等に交付等される当社株式等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、信託期間中に取締役等に毎年付与されるポイント（以下「株式交付ポイント」という。）により定まります。取締役等には、毎年一定の時期に、役位や中期経営計画の達成度に応じてあらかじめ定められた株式交付ポイントの付与が行われ、原則として対象期間の終了後に、対象期間に付与した株式ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に相当する当社株式等の交付等が行われます。

株式交付ポイント（小数点以下の端数は切捨て）＝ 単年度ポイント（※1）×支給係数（※2）

（※1）単年度ポイント ＝ 役位別の基準ポイント÷対象期間の年数

（※2）支給係数は各事業年度における中期経営計画の各業績指標の目標値に対する達成度をもとに決定。中期経営計画に定める業績指標毎にウエイトを設定し、0%～200%の範囲内で支給率を決定します。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

原則として、受益者要件を充足する取締役等が対象期間末日時点で在任する場合、取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の70%に相当する数の当社株式の交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合には、累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、取締役等の相続人が本信託から受けるものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付等が行われる当社株式数等の数の上限

当社は、当初対象期間において、次の金銭を取締役等に対する報酬として本信託に拠出する予定です。

当初対象期間において、本信託に拠出する信託金の予定額 合計 965 百万円（※）

当初対象期間において、取締役等に対して付与するポイント数の上限 66 万ポイント

（※）信託金の予定額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び付与するポイント数に相当する株式数の上限の範囲内で、当社(自己株式処分)からの取得を予定しています。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(上記(5)により取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(10) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、換価処分を実施し、信託期間中に本信託財産内の会社株式の配当金として受託者が受領した金銭の累計額相当額に満つるまで、株式交付規程に従って、本信託の配当として受益者に分配されます。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、信託期間中に本信託財産内の会社株式の配当金として受託者が受領した金銭の累計額相当額に満つるまで、株式交付規程に従って、本信託の配当として受益者に分配されます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約時期 | 2026年8月14日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年8月14日（予定）～2030年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始時期 | 2026年8月14日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の額 | 9.65億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2026年8月19日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上